

国土交通省告示第五百七十七号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十一条の二の三第二項第一号の規定に基づき、申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千百六十四号）の一部を次のように改正する。

令和元年十月一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第十一条の二の三第二項第一号に規定する場合及び費用は、次の表(イ)欄に掲げる審査に当たって行う実地確認の区分に応じて、それぞれ同表(3)欄に掲げる場合及び同表(ハ)欄に掲げる費用とする。

(イ)	(一) 重点確認対象者（第三に規定する重点確認対象者をいう。以下同じ。） 以外の者の申請に係る工場等における製品の品質検査の実地確認	(略)	四十七万円
(二)	(略)	四十七万円（製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあつては、四十七万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額）	八十四万円
(三)	(略)	(略)	重点確認対象者の申請に係る工場等

改正前

第一 建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第十一条の二の三第二項第一号に規定する場合及び費用は、次の表(イ)欄に掲げる審査に当たって行う実地確認の区分に応じて、それぞれ同表(3)欄に掲げる場合及び同表(ハ)欄に掲げる費用とする。

(イ)	(一) 重点確認対象者（第三に規定する重点確認対象者をいう。以下同じ。） 以外の者の申請に係る工場等における製品の品質検査の実地確認	(略)	四十六万円
(二)	(略)	四十六万円（製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあつては、四十六万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額）	八十二万円
(三)	(略)	(略)	重点確認対象者の申請に係る工場等

(四)	重点確認対象者の申請に係る工場等における製造、検査（製品の品質検査を除く。）及び品質管理の現地確認	(略)	六十三万円（製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、六十三万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額）
-----	---	-----	--

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の規則第十一条の二の三第二項第一号に規定する費用は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 一の申請において、前項の表(一)項及び(二)項の(イ)欄に掲げる現地確認を行う場合 八十四万円（製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、四十七万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額）
 - 二 一の申請において、前項の表(三)項及び(四)項の(イ)欄に掲げる現地確認を行う場合 百四十一万円（製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、六十三万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額）
- 第二 第一の規定にかかわらず、外国にある工場等における製造、検査又は品質管理の現地確認を行う場合の規則第十一条の三第二項第一号に規定する費用は、次の各号に掲げる審査の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額に、旅費の額に相当する額（第三項に規定する旅費の額に相当する額をいう。以下同じ。）を加算した額とする。
- 一・二 (略)

三 第一第一項の表(三)項の(イ)欄に掲げる現地確認 七十二万円

(四)	重点確認対象者の申請に係る工場等における製造、検査（製品の品質検査を除く。）及び品質管理の現地確認	(略)	六十二万円（製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、六十二万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額）
-----	---	-----	--

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の規則第十一条の二の三第二項第一号に規定する費用は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 一の申請において、前項の表(一)項及び(二)項の(イ)欄に掲げる現地確認を行う場合 八十二万円（製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、四十六万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額）
 - 二 一の申請において、前項の表(三)項及び(四)項の(イ)欄に掲げる現地確認を行う場合 百三十八万円（製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、六十二万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額）
- 第二 第一の規定にかかわらず、外国にある工場等における製造、検査又は品質管理の現地確認を行う場合の規則第十一条の三第二項第一号に規定する費用は、次の各号に掲げる審査の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額に、旅費の額に相当する額（第三項に規定する旅費の額に相当する額をいう。以下同じ。）を加算した額とする。
- 一・二 (略)

三 第一第一項の表(三)項の(イ)欄に掲げる現地確認 七十一万円

<p>四 第一第一項の表(四)項の(イ)欄に掲げる実地確認 五十六万円(製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、五十六万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、外国にある工場等における製造、検査又は品質管理の実地確認を行う場合であつて、次の各号に掲げる場合の規則第十一条の二の三第二項第一号に規定する費用は、それぞれ当該各号に定める額に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>一 一の申請において、第一第一項の表(一)項及び(二)項の(イ)欄に掲げる実地確認を行う場合 七十二万円(製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、三十八万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額)</p> <p>二 一の申請において、第一第一項の表(三)項及び(四)項の(イ)欄に掲げる実地確認を行う場合 百二十五万円(製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、五十六万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額)</p> <p>3 (略)</p>	<p>四 第一第一項の表(四)項の(イ)欄に掲げる実地確認 五十五万円(製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、五十五万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、外国にある工場等における製造、検査又は品質管理の実地確認を行う場合であつて、次の各号に掲げる場合の規則第十一条の二の三第二項第一号に規定する費用は、それぞれ当該各号に定める額に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>一 一の申請において、第一第一項の表(一)項及び(二)項の(イ)欄に掲げる実地確認を行う場合 七十一万円(製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、三十八万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額)</p> <p>二 一の申請において、第一第一項の表(三)項及び(四)項の(イ)欄に掲げる実地確認を行う場合 百二十二万円(製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、五十五万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額)</p> <p>3 (略)</p>
---	---

附 則

この告示は、公布の日から施行する。